

○本市の審議会等について

地方自治法第138条の4第3項抜粋

○普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

市民参画と協働の推進条例第2条第6号抜粋

○審議会等 市政運営上一定の役割を担う組織化された機関であって次に掲げるものをいう。

ア 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条の規定に基づき、法律又は条例の規定により設置された附属機関

イ 市政運営上の意見の聴取、交換、懇談等を行うため市長等が設置した懇談会等

【審議会等】 169委員会(H26.6.30現在)

市政運営上一定の役割を担う組織化をされた機関

※組織化をされた機関とは、「①執行機関と密着している。」、「②構成員が固定している。」の要件をいずれもみたす機関。

【附属機関】 141委員会

行政執行に相当程度影響を与える調停、審査、審議又は調査等。

○法律 15委員会

※防災会議など

○個別条例 54委員会

※自治推進委員会、男女共同参画会議など

○付属機関設置条例 72委員会

【懇談会等】 28委員会

行政執行上参考となる意見の聴取、交換、懇談等の場

○要綱 28委員会

※各区まちづくり懇話会など

●審議会等の設置等に関する指針

第4条 審議会等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該審議会等は廃止し、または統合するものとする。